

5 申立てについて



Q1 申立てはどこの裁判所でもできますか？

A 申立ては、ご本人の住所地を管轄する家庭裁判所にしてください。
管轄の家庭裁判所がわからない場合は最寄りの家庭裁判所におたずねください。

Q2 誰でも申立てができますか？

A 申立てをすることができる方は、ご本人、配偶者、四親等内の親族などです。その他に市区町村長が申し立てることもできます。

※ ご本人から見て次の方たちが、四親等内の主な親族に当たります。

- ・親、祖父母、子、孫、ひ孫
- ・兄弟姉妹、甥、姪
- ・おじ、おば、いとこ
- ・配偶者の親、子、兄弟姉妹

Q3 申立てにはどのような書類が必要ですか？また、費用はかかりますか？

申立てに必要な書類や費用のうち、主なものは次のとおりです。

- 申立書
- 診断書（成年後見用）
※ 申立書及び診断書(成年後見用)の用紙は家庭裁判所や裁判所ウェブサイト(裏表紙をご覧ください。)から入手できます。
- 申立手数料（1件につき800円分の収入印紙）
※ 補助や保佐において、代理権や同意権を付与する審判を同時に申し立てる場合は、これらの申立てそれぞれにつき収入印紙800円分が必要になります。
- 登記嘱託手数料（2,600円分の収入印紙）
- 郵便切手
- ご本人の戸籍謄本
- 鑑定料（鑑定を行う場合） など

詳しくは、家庭裁判所に用意されている一覧表などでご確認ください。

Q4 鑑定が必要な場合があると聞きましたが、どのような場合ですか？

A ご本人の判断能力の程度を慎重に判断するため、医師による鑑定を行うことがあります。この場合は、鑑定料が必要になります。鑑定料は個々の事案によって異なります。

※ 鑑定料を含め申立てに必要な手続費用は、原則として申立人に納めていただくことになります。
なお、経済的に余裕がない方については、日本司法支援センター（法テラス）による扶助や市区町村による助成を利用できる場合があります。詳しくは法テラスコールセンター（0570-078374）及び市区町村の窓口におたずねください。

Q5 申立てを取り下げることはできますか？

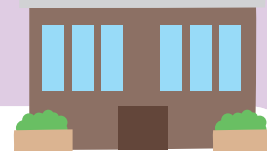
A 申立てをすると、家庭裁判所の許可を得なければ取り下げることはできません。例えば、申立人が候補者として推薦する方が成年後見人等に選任されそうにないという理由では、原則として申立ての取下げは認められません。

6

せいねんこうけんにん

成年後見人等の選任

家庭裁判所



Q1

せいねんこうけんにん

成年後見人等にはどのような人が選ばれますか？

家庭裁判所では、後見等の開始の審判をすると同時に成年後見人等を選任します。
成年後見人等の選任に当たっては、家庭裁判所が、ご本人にとって最も適任だと思われる方を選任します。

A

申立ての際に、ご本人に法律上又は生活面での課題がある、ご本人の財産管理が複雑困難であるなどの事情が判明している場合には、弁護士、司法書士、社会福祉士など、成年後見人等の職務や責任についての専門的な知識を持っている専門職を成年後見人等に選任することがあります。

なお、誰を成年後見人等を選任するかという家庭裁判所の判断については、不服申立てをすることはできません。

Q2

せいねんこうけんにん

成年後見人等は、選任されたらまずどのようなことをするのですか？

成年後見人等は、選任後速やかに、面談などを通じてご本人の生活の状況や今後の生活上の希望等を確認します。また、銀行等へ必要な届出を行い、後見等事務の方針を立てた後、財産目録及び収支予定表を作成し、家庭裁判所に提出します。

A

※ 銀行等へ必要な届出を行う際に、登記事項証明書の提出を求められることがあります。登記事項証明書には後見等の開始の審判の内容が記載されており、法務局で取得することができます。

※ 財産目録とは、ご本人の預貯金や不動産などの財産がどれくらいあるのかを記載した書面です。

※ 収支予定表とは、ご本人の収入と支出の予定について、生活状況を踏まえて記載した書面です。



7 適切な後見等事務を 行っていただくために

Q1
A

成年後見人等による適切な後見等事務をサポート
するための方策はどのようなものがありますか？

● 後見監督人等の選任

予定されている後見事務が複雑困難である場合には、家庭裁判所は、成年後見人等の事務をサポートするため、弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門職を後見監督人等に選任することがあります。

● 後見制度支援信託の利用

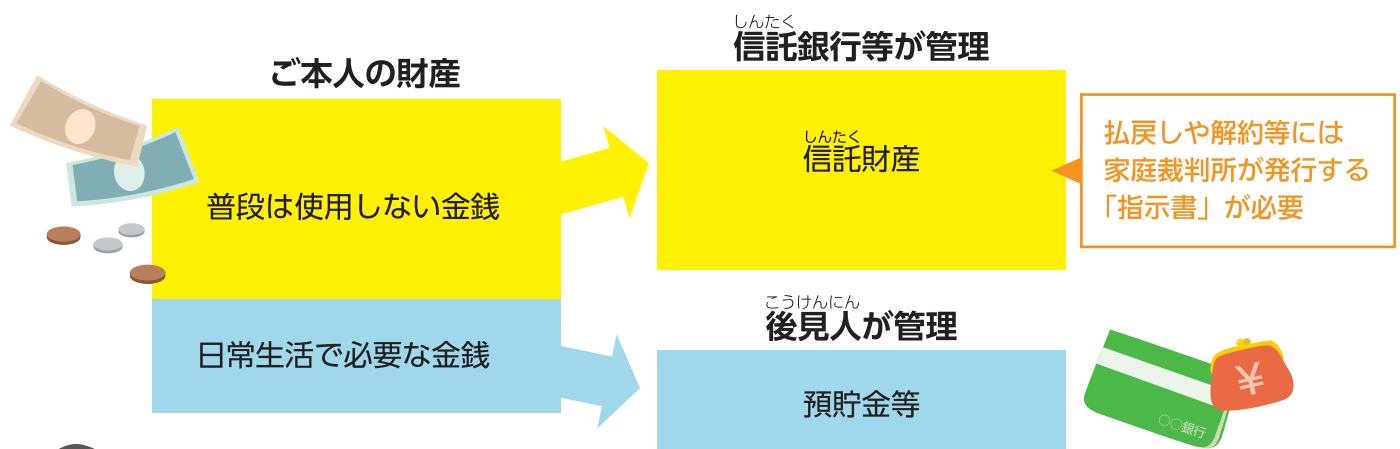
成年後見人に適切に財産を管理していただくための一つの選択肢として、後見制度支援信託の利用を検討する場合があります。

後見制度支援信託とは、ご本人の財産のうち、日常的な支払をするのに必要十分な金銭を預貯金等として成年後見人が管理し、通常使用しない金銭を信託銀行等に信託する仕組みです。

この仕組みを利用することによって、成年後見人は日常的に必要な金銭を管理することになり、財産管理の負担が軽減されるとともに、家庭裁判所への報告も容易になるメリットがあります。

※ 後見制度支援信託は、成年後見と未成年後見において利用することができます。
補助、保佐及び任意後見では利用できません。

後見制度支援信託の仕組み(イメージ図)

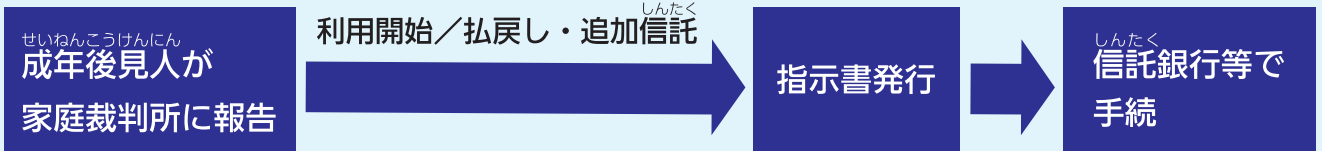


※ ご本人のために急に多額の金銭が必要となることもありますので、家庭裁判所では、指示書を迅速に発行するように配慮しています。



Q2
A

後見制度支援信託の仕組みや 手続の流れはどのようなものですか？



● 後見制度支援信託の利用の適否についての検討

成年後見人は、ご本人の生活状況や財産状況を踏まえて検討し、後見制度支援信託の利用に適しているか否かについて、家庭裁判所に報告します。

● 信託契約締結

家庭裁判所は、後見制度支援信託の利用に適していると判断した場合は、信託契約を締結するための指示書を成年後見人に交付します。成年後見人は信託銀行等に指示書を提出し、信託契約を締結します。

● 信託銀行等からの払戻し・追加信託

信託契約の締結後、信託銀行等からの払戻しや追加して信託を行う必要が生じる場合があります。

いずれの手続にも家庭裁判所が発行する指示書が必要です。

※ 後見制度支援信託を利用する際に、専門職が後見人又は後見監督人として関与した場合には家庭裁判所の定める報酬が必要となります(別途、信託銀行等の管理報酬が生じる場合があります)。
なお、信託契約の締結後、専門職が関与する必要性がなくなれば、専門職は辞任します。

ご本人の財産を適切に管理するための、その他の仕組みについて

一部の金融機関では、後見制度支援信託と同様の仕組みとなっている預金や、預入れ・払戻しの際に後見監督人等の関与を必要とする預金の取扱いも行われています。詳しくは、最寄りの家庭裁判所におたずねください。



8

こうけん

後見等事務及び報告



Q1

せいねんこうけんになん

成年後見人等に選任された後、

どのようなことに注意する必要がありますか？

A

せいねんこうけんになん
成年後見人等は、ご本人の意向を尊重し、安定した生活を送ることができるよう、ご本人の身上に配慮する必要があります。

また、財産を適切に管理する義務を負っていますので、せいねんこうけんになん
成年後見人等がご本人の財産を不
適切に管理した場合には、成年後見人等を解任されるほか、損害賠償請求を受けるなど民事
責任を問われたり、ぎょうむじょうおうりょう
業務上横領などの罪でけいじせきにん
刑事責任を問われたりすることもあります。

Q2

こうけん

後見等事務の報告はどれくらいの頻度で行うのですか？

A

家庭裁判所は、必要に応じてせいねんこうけんになん
成年後見人等にこうけん
後見等事務の状況の報告を求めており、この報告により、せいねんこうけんになん
成年後見人等が適切に事務を行っているか確認します。

現在、せいねんこうけんになん
成年後見人等は、一般的には1年に1回、決められた時期にこうけん
後見等事務の状況を報告するよう求められています。

Q3

せいねんこうけんになん

ほうしゅう

成年後見人等に報酬は支払われますか？

A

せいねんこうけんになん
成年後見人等やこうけんかんとくにん
後見監督人等は、ほうしゅうふよ
家庭裁判所に報酬付与の申立てを行った場合には、家庭裁判所の定めたほうしゅう
報酬をご本人の財産から受け取ることができます（家庭裁判所の許可なくご本人の財産から報酬を受け取ることはできません。）。

※ にんいこうけんかんとくにん
任意後見監督人についても、ほうしゅうふよ
家庭裁判所に対してほうしゅう
報酬付与の申立てを行った場合には、家庭裁判所の判断により、ご本人の財産から報酬が支払われることとなります。

Q4

住所を変更した場合はどうすればよいですか？

A

ご本人やせいねんこうけんになん
成年後見人等の住所を変更したときは、ほうむきょく
法務局に「変更の登記」を申請してください（申請の手続については、最寄りのほうむきょく
法務局におたずねください。）。

また、その際には家庭裁判所に連絡してください。

!

裁判所のウェブサイト（裏表紙をご覧ください。）では、せいねんこうけんになん
成年後見人等の仕事と責任についてわかりやすく説明した動画も配信しています。



9 こうけん 後見等の終了



Q1 成年後見人等の仕事はいつまで続きますか？

A

成年後見人等の仕事は、ご本人が病気などから回復し判断能力を取り戻すか、ご本人が亡くなるまで続きます。申立てのきっかけとなった当初の目的（例えば、保険金の受領や遺産分割など）を果たしたら終わりというものではありません。
なお、成年後見人を辞任するには、家庭裁判所の許可が必要となります。

Q2 成年後見人等の仕事が終了した後はどのようなことをするのですか？

A

● 家庭裁判所への連絡及び報告

ご本人が亡くなった場合等は、まず、家庭裁判所に連絡し、その後の事務について確認してください。

● 法務局への登記の申請

家庭裁判所への連絡等のほか、法務局に「終了の登記」を申請してください（申請の手続については、最寄りの法務局におたずねください。）。



せいねんこうけんせいど 成年後見制度についてのお問い合わせ先



せいねんこうけんせいど 成年後見制度の利用や申立てについてのご相談

各市区町村の ち いき ほう かつ し えん 地域包括支援センター または しゃかい ふく し きょうぎ かい 社会福祉協議会

※ 障害者の方の相談窓口は、市区町村及び市区町村が委託した していそだん し えん じ ぎょうしゃ 指定相談支援事業者となります。

※ ち いき ほう かつ し えん 地域包括支援センターの連絡先などのお問い合わせについては、各市区町村の窓口におたずねください。

※ ほうていこうけんせいど 法定後見制度を利用する際に必要な経費を助成している市区町村もあります。
詳しくは、各市区町村の窓口におたずねください。

にんい こうけんけいやく 任意後見契約について

にほんこうしょうにんれんごうかい
日本公証人連合会 または こうしょうやくば 全国の公証役場

<http://www.koshonin.gr.jp/>

TEL 03-3502-8050

こうけんせいど し えん しんたく 後見制度支援信託 について

しんたくぎょうかい
一般社団法人信託協会リーフレット

こうけんせいど 「後見制度をバックアップ・こうけんせいど し えん しんたく 後見制度支援信託」

<http://www.shintaku-kyokai.or.jp/data/data04panfu.html>

せいねんこうけんとうき 成年後見登記に関する 申請等について

ほうむしよ
法務省ホームページ

<http://www.moj.go.jp/>

※ とうき 登記されていないことの証明申請書は、最寄りの ほうむきょく 法務局・ちほうほうむきょく 地方法務局から取り寄せることができるほか、ほうむしよ 法務省ホームページからダウンロードすることも可能です。詳しくは、最寄りの ほうむきょく 法務局・ちほうほうむきょく 地方法務局におたずねください。

法的トラブルで 困ったときのお問い合わせ

にほんしほうしえん
日本司法支援センター 法テラス

<http://www.houterasu.or.jp/>

※ 固定電話であれば、全国どこからでも 3 分 8.5 円（税別）で通話することができます。

 おなやみなし
0570-078374

※ IP 電話からは「03-6745-5600」にお電話ください。

せいねんこうけんせいど 成年後見制度の申立てや 手続のご案内

こうけん
裁判所ウェブサイト（後見ポータルサイト）

<http://www.courts.go.jp/koukenp/>

後見ポータルサイト

検索

※ 手続のご説明のほか、最寄りの もうしたてしよしよき 家庭裁判所や申立書書式等をご紹介します。

